

留学

- (1) 外国の大学または短期大学へ留学を志願する場合は、所属学科の担当教員に相談後、所定の「留学願」を学務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。
- (2) 許可を得て留学した期間は、在学期間を含めることができます。
- (3) 留学先の外国の大学で修得した単位は、その内容を審査した上で、60単位を限度として本学の卒業要件単位として認めることがあります。